

社会福祉法人しろね福祉会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

平成29年12月14日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しろね福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条により選任された者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、費用とは区別する。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬)

第3条 当法人は役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 役員等の報酬は、別表1に定めるところによる。
- 4 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて費用を支給する。

(支給日)

第4条 報酬は毎年度の6月末日までに支払うものとする。

(支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支払うものとする。

- 2 役員等が年の途中で、辞職又は死亡した場合は、月割り計算により、これを支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、別表2に定める所により支給するものとする。

2 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費の支給方法については、社会福祉法人しるね福社会職員旅費規程に準じ支給するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、役員等が会議等の招集に応じたときは、別表3により費用弁償を支給するものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 本規程施行により、役員報酬及び費用弁償に関する規程(平成27年3月18日制定)は廃止する。

2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

(1) 評議員

内 容	報酬等の額
評議員	無報酬
評議員会への出席	5,000 円 (費用弁償)
上記の他、出張用務	別表 2 の計算により支給する。

(2) 理事

内 容	報酬等の額
理事長	年額 120,000 円までの範囲内
理事	年額 60,000 円までの範囲内
理事会等会議への出席	5,000 円 (費用弁償)
上記の他、出張用務	別表 2 の計算により支給する。

(3) 監事

内 容	報酬等の額
監事	年額 60,000 円までの範囲内
理事会・監査等への出席	5,000 円 (費用弁償)
上記の他、出張用務	別表 2 の計算により支給する。

別表 2

船 賃	車 賃	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)
1 等	1 km 30 円	5,000 円	県内 13,000 円 県外 15,000 円

別表 3

費用弁償	1 日につき	5,000 円
------	--------	---------